

○財務省告示第三百十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十五年九月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第二百九十八回及び第三百二十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十八回、第五十一回、第五十二回、第七十六回、第八十一回、第九十三回、第一百一回及び第一百六回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法
四	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法
五	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額
六	額面金額で二千九百九十億円（別表のとおり）

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年七回)	一・四%	平成十二年三月二十日	九十九億円
利付国庫債券 (二十年八回)	一・三%	平成十二年三月二十日	六百三十二億円
利付国庫債券 (二十年三回)	一・〇%	平成十二年三月二十日	三百三十五億円
利付国庫債券 (二十年四回)	二・五%	平成十二年三月二十日	三十七億円
利付国庫債券 (二十年一回)	二・〇%	平成十二年三月二十日	二百三十四億円
利付国庫債券 (二十年二回)	二・一%	平成十二年三月二十三日	四十四億円
利付国庫債券 (二十年六回)	一・九%	平成十二年三月二十七日	三百三十六億円
利付国庫債券 (二十年一回)	二・〇%	平成十二年三月二十七日	十三億円
利付国庫債券 (二十年三回)	二・〇%	平成十二年三月二十九日	五十四億円
利付国庫債券 (二十年四回)	二・二%	平成十二年四月二十日	六百二十九億円

（（利 第二付 百十国 六年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 ）券
二 ・ 二 %	二 ・ 四 %
九平 月成 二四 十十 日年	三平 月成 二四 十十 日年
五 百 億 円	七 十 七 億 円